

2005年7月12日

倫理委員会からの回答

貴重なご意見、大変ありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に順番に回答させていただきます。

頂いたご意見

原子力学会倫理規程及び関連文書を読んで感じたこと。(以下はいずれも行動の手引より)  
(中段付近)・・・しかし法律に違反するような契約は無効であることを我々会員は銘記する。

自覚、ではなく、銘記とした趣旨は？ 精神的題目より、行動的な表現のほうが良いのでは？

倫理委員会からの回答

「銘記」を辞書で引きと、「深く心にきざみつけて忘れないこと」とあります。一方、「自覚」は「よくわきまえること」です。「忘れないこと」も強調するため「銘記」としておられます。

頂いたご意見

以下に記す条項は、前文と憲章で述べた規範を実現するために考えるべき事柄である。我々はここに記述した条項全てを同時に守りえない場面に遭遇

具体例は？ 守れないものは作る必要があるか？

倫理委員会からの回答

倫理的問題の多くは、守るべき規範すべてを同時には満足させられないときに生じるもので、守れる規範を守らないため生じることは少ないと信じております。極端な例かもしれませんが、「法律遵守」と「人命尊重」といった最重要な規範のどちらかを選ばなければならないような厳しい場面すらありうると考えています。すべてを同時には満足させられないときは、より重要な規範に従うべきですが、その判断は会員に任せられます。会員は倫理規程に教条的に従うのではなく、どのような行動が最も倫理的か自分自身で考え答えを出す責任があります。「守れないかもしれないものを作る必要があるのか」というご指摘ですが、尊重すべき規範にどのようなものがあるかを理解していないと、その判断も間違ったものになりがちです。その意味で倫理規程を定めておく意義があると考えるとともに、普段からさまざまな事例を、本倫理規程などを参考(ハンドブック)としながら議論していただければ幸いです。

頂いたご意見

個々の会員の倫理観は細部に至るまで完全に一致しているわけではなく、またある程度の多様性は許容されるものである。しかしその多様性の幅についても明示していくよう、今後努力する。また、規範は時代とともに変化することも念頭に置き、我々は本倫理規程を見直していくことを約束する。

「努力を継続」くらいでは。期限が明示できない物をあいまいに表現するのは中途半端。

#### 倫理委員会からの回答

期限は無期限です。すなわち努力は永久に続けるという決意です。多様性の幅まで明示することは大変な作業です。しかし現在倫理委員会では倫理規程の改訂のため議論を続けていますが、その議論の中からも多様性の幅が浮かび上がってきています。これを公開することで、近い将来、ある程度は多様性の幅までお示しできるのではないかと考えています。

#### 頂いたご意見

2-6 . . . . .これまで内外の原子力施設において作業の完了を急いだり手順を粗略にして重大故に至った例を想起し、教訓とする。

ここまで書くのであれば、具体的に例示しては？ 「 にて により××になった」等

#### 倫理委員会からの回答

具体的な例示も検討しましたが、例示があるとそれに限定して考えるようになりがちです。会員はそれぞれの知識・経験から具体例を想起し、倫理規程を自分の言葉に置き換えて使っていたきたいと考えています。

#### 頂いたご意見

3-4 . 会員は、常に正確な知識の獲得に努め、その知識を周囲の者に伝える。

「～伝えるように努める」程度ではないか？

#### 倫理委員会からの回答

原子力学会会員には専門家としての責任ある行動が求められます。正確な知識を知っているだけでは不十分で、それを伝えることが大切です。これは消極的な姿勢ではできないことなので、「伝える」という表現で結んでいます。なお、倫理規程にも「努める」「努力する」という表現が出てきますが、これは自らの力だけでは達成できないこと、例えば「社会から信頼を得る」「組織を変革する」ことなどに限っています。

#### 頂いたご意見

3-5．会員は，所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力向上を阻害する環境にあるときには，その環境を変えるよう努める。

所与のものを変える、より、能動的に「～の環境を創出し、維持に努める」としてはどうか？

#### 倫理委員会からの回答

適切なご意見、ありがとうございます。拝承いたします。次のように条文を改訂したいと存じます。

会員は，所属する組織において自分自身や周囲の者が専門能力を向上できる環境を整備し，維持に努める。
--

#### 頂いたご意見

4-3．会員は，・・・適切な他の組織の監査を受け合格しているかどうかを見極める。適切な監査体制がない場合はそれを設けるよう努める。

現実的ではない？最初の一文のみで監査の必要性を謳っており、要求として十分では。

#### 倫理委員会からの回答

制度を作ることは個々の会員には難しいことです。そこでここは「設ける」という表現でなく「設けるよう努める」という表現にしています。現実的でないなどおっしゃらず、すべての会員がピアレビュー制度の整備に努力していただきたいと考えます。また、監査の制度が十分普及しているなら、ご指摘のとおり後半の文は不要です。しかしピアレビュー制度の重要性の理解は不十分だと考えております。そこで注意を喚起するため、あえてこの文を入れております。近い将来、これを削除できるようになることを期待しております。

#### 頂いたご意見

4-5．会員は，所属する組織が原子力分野の公的資格を尊重しているかを見極め，十分尊重してない場合には尊重させるよう働きかける。

「組織は尊重せよ」というのみで良いのでは。「組織が動かなければ個人が動くべき」といちいち各条文で記載するのは実効的とは思えない。

#### 倫理委員会からの回答

各条文で「組織が動かなければ個人が動くべき」と書くのは読みにくくなるので避けることにしました。倫理規程は原子力学会会員が守るべき規範ですが、会員には組織として加入している賛助会員もいます。そこで組織が守るべき規範も盛り込まれていました。ただ、

基本的には個人会員を主体に考えています。そのようなことから、大切な事項については「組織が動かなければ個人が動くべき」と書いていたわけです。今回、これを大幅に見直し、会員とは基本的には個人会員を指すものの、賛助会員と考えても違和感のない表現を工夫しました。なお、「組織は尊重せよ」という表現は、基本的には個人会員が守るべき規範にはふさわしくないということで使っておりません。採用したいと考えている条文は次の通りです。

会員は、公的資格取得に取り組むとともに、公的資格が取得しやすい環境整備に努める。

#### 頂いたご意見

4-5 . . . . 組織は所属員の公的資格取得に積極的に取り組み、公的資格取得者を優遇する。「尊重」とは意味が異なる「優遇」とした理由は？

#### 倫理委員会からの回答

そもそも倫理規程として「優遇」を呼びかけることへの疑問が出され、この条文は上記のように抜本的に見直すことにしました。ご指摘ありがとうございました。

#### 頂いたご意見

5-2 . . . . . 組織はあらかじめ情報公開に関する手順を定めておくことが望ましい。「必須」ではないのか？

#### 倫理委員会からの回答

あらかじめ手順を定めておくことまで必須だといえるかで議論がありましたが、そうでなければ実施不可能ですので「必須」だと考えます。ご指摘ありがとうございました。ただ、これは個人会員の努力だけでは実現不可能です。そこで条文を抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。

所属する組織が情報公開の手順を定めていない場合は、会員は、適切な公開が可能となるように手順の制定を組織に働きかける。

#### 頂いたご意見

5-3 . 会員は、組織の守秘義務に関わる情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。

法的に問題はないのか？ 「守秘義務違反」で訴えられたら勝てるのか？

#### 倫理委員会からの回答

この条文に従って守秘義務違反した会員は罪を問われる可能性はあります。したがって会員は個人の責任で情報公開しなければなりません。この条文は会員に対し非常に厳しい要求をしているということは倫理委員会としてもよく承知しております。それでも会員には公衆の安全第一で行動していただきたいと考えます。なお、問題になるのはどこまでが「公衆の安全」のため必要な情報かに関する判断です。これについても会員は自己の責任において正しい判断をしていただきたいと存じます。なお、この条文があるため学会が訴えられることはないかという点については、顧問の弁護士に相談し、そのような問題は生じないという判断をいただいています。

#### 頂いたご意見

5-4. 原子力に係る情報でも、核不拡散や核物質防護、公衆の安全・利益等のために公開することが好ましくないものについては公開する必要はない。ただしその場合でも、会員はあらかじめそれを明示し、公開できない理由を説明する。

「聞かれたらいつでも説明できる」で良いのでは？ 予めのオープンなど非現実的に思える。

#### 倫理委員会からの回答

「あらかじめ」は削除いたします。これは「一々あらかじめ明示するのは困難」だということ認めたまのものです。ただ、「あらかじめ明示できるようになっていなければおかしいと思う」という意見があることもお伝えいたします。ご指摘ありがとうございました。

#### 頂いたご意見

7-1. 会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者あるいは依頼者の了承なく他の団体または自らを含めた他の個人の利益をもたらすことを避ける。

「了承」があればして良い？

「避ける」では弱すぎ、「必須」ではないのか？

#### 倫理委員会からの回答

業務に従事した結果として、意図せずに他に利益をもたらすことはありうると思います。そのような場合でも雇用者あるいは依頼者の了承は必要だということを明示した条文です。この点が分かりにくかったため抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。ご指摘ありがとうございました。

会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務に従事する場合、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として、誠実に業務を実施する。その結果、他の団体又は自らを含む個人に利益をもたらす恐れのある場合は、事前に雇用者あるいは依頼者の了承を
--

得る。

#### 頂いたご意見

7-2．会員は、業務に当たりリベート等を受け取らない。リベート等の受け取りは、たとえそれが雇用者や依頼者の利益を損なうものでない場合でも、自由競争を損ね、社会の利益を侵す。業務に対する報酬等は常にその正当性を他者に説明できることが必要である。

言われなくても判る大儀が急に出てきて違和感有り。

#### 倫理委員会からの回答

ご指摘ありがとうございます。ご意見を拝承し、この部分を削除したいと存じます。

#### 頂いたご意見

7-4．会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の回避に努める。自らが所属する組織を規制・監督する立場にある組織の代理人または受託者として規制・監督に関する業務を行うことは慎む。

必須ではないのか。

#### 倫理委員会からの回答

ご指摘の通り、必須だと考えます。条文を抜本的に見直し、次のように改訂したいと存じます。ご指摘ありがとうございました。なお、規制側の会員にも抵抗ない表現にするという意図からの改訂も同時に実施しようと考えています。

会員は、雇用者の代理人あるいは依頼者の受託者として業務を行う際、利害関係の相反の恐れのある業務については、雇用者又は依頼者にその事実を開示するとともに、第三者に対しても明確な説明ができる場合を除き、その業務に従事しない。